

市民の皆さんの
意見を反映する

パブリック コメント

市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の2つの素案を公表します。皆さまのご意見をお寄せください。

意見募集する

素案など



新名寄市病院事業 改革プラン(素案)

◆政策案の概要など

昨年6月に「医療介護総合確保推進法」が公布され、各都道府県において、将来の医療提供体制を描く「地域医療構想」策定に向けた取り組みをスタートするとともに、病院を設置する地方公共団体は、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点に立った改革を進める必要があるとし、新改革プランの策定が求められています。このことから本市は、名寄市立総合病院と名寄東病院の2つの病院において、継続して安定した医療を提供でき

る健全な事業運営をめざし、本プランを策定します。

◆意見提出期限

7月15日(金)

◆担当

名寄市立総合病院 事務部総務課

☎01654③3101

(内線2216)

名寄市空家等 対策計画(素案)

◆政策案の概要など

平成26年に、適切に管理されていない空家等が、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼし対応が必要なことから、国が「空家等対策の推進に関する特別措置法(法律第127号)」を公布しました。このことから本市においても、空家等の件数は年々増加傾向にあり、その中でも適正に管理されていない空家等もあることから、法に基づき総合的な空家等対策を図ることを目

的に本計画を策定します。

◆意見提出期間

7月11日(月)～8月10日(水)

◆担当

市民部環境生活課(名寄庁舎1階)

☎01654③2111

(内線3120・3126)

公表と

意見提出



公表の方法

◆名寄市ホームページでの閲覧

URL www.city.nayoro.lg.jp/

トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント

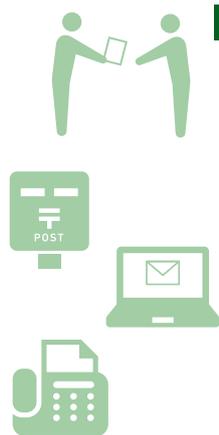
◆指定場所での閲覧

- ① 市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)
- ② 図書館(名寄本館・風連分館)
- ③ 北国博物館
- ④ 市立大学の情報公開コーナー
- ⑤ 市民文化センター
- ⑥ ふうれん地域交流センター
- ⑦ 駅前交流プラザ「よろーな」



※「新名寄市病院事業改革プラン」のみ市立総合病院と名寄東病院が閲覧場所に追加されます。

意見の提出



◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからダウンロードできます。

◆提出先

◇郵送・ファックス

新名寄市病院事業改革プラン

〒096・8511

名寄市西7条南8丁目1番地

名寄市立総合病院

事務部総務課経理係

FAX 01654②0567

名寄市空家等対策計画

〒096・8686

名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所(名寄庁舎1階)

市民部環境生活課環境・生活安全係

FAX 01654④4011

◇電子メール

☒ ny-publ-ic@city.nayoro.lg.jp